

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

3 必要な環境・体制整備の実施

1 議会事務局の体制整備

1 事務局機能の強化、組織体制の整備

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 現在約1万4,000人の市の職員がいる中で、議会事務局職員が30数人、一般会計予算6,000億円のうち議会費は17億円という状況で本当によいのか。あるいは、首長と対応する関係では、事務局のトップである議会事務局長は特別職的な立場で、教育長、副市長と同じくらいの位置づけであるべきではないか。
- ・ 議会事務局は私たちの政策立案、調査、発意の機能を強化するという議会改革の実現でも明確な位置付けを行うことは必要と思う。
- ・ 項目としては当たり前と思うし、議員の側からもここは生命線だと思う。今後、法制度の研究を含めて研鑽に努めることは大事であるので、その辺も含め検討していただきたいと思う。
- ・ 地方議会が何をし得るのか、今後何をしていくかということでは事務局の体制整備は極めて重要になってくる。
- ・ 定員、人数の問題もあるが、適宜中央と人事交流は図った方がよいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

3 必要な環境・体制整備の実施

- 1 議会事務局の体制整備
- 2 議会図書室の機能強化

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 市民に扉を広げていくことは構わないが、今後の図書検索システムと専門の司書が必要になってくる。費用対効果等判断材料を出していただきたい。
- ・ 図書館機能について、全庁的にもう少し協力が得られるようにならないかと思う。各局に協力してもらい行政情報が得られればこうした位置付けも非常に有効となると思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

3 必要な環境・体制整備の実施

2 附属機関の設置、専門的知見の活用

1 附属機関、調査機関の設置

《プロジェクトでの確認事項》

- 各メンバーからの意見をもとに協議を行ったが、結論に至らなかった。団長会議で再度協議をお願いする。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 附属機関に委託して一定程度の結論が出た場合にそれをどう判断するのか、位置付けとして設置できる規定としても実際に機能しうるのか団でも議論になった。自治法が改正されれば当然自動的に位置づけられるが、現時点では規定する必要があるのかと思う。
- ・ 1と2は絡むと思うが、設置した場合のルールや予算措置も含めて項目として残し、あり方について検討したほうがよいと思う。
- ・ 一番の附属機関である議会事務局の強化を一番に進め、必要な意見を聴取する場合にはそれぞれ課題ごとに公聴会を開いてある程度柔軟に対応できるのかと思う。
- ・ 諮問委員会的な附属機関というものは、今後活用していかなければならないと思う。いろいろな問題があるが、基本条例ではそうしたものが設置できるような規定をし、具体的な内容は今後検討することとなると思う。
- ・ 議会とは別の附属機関から出された内容が議会活動を逆に規制してくることになれば、自由闊達な議論を阻害することにもつながるのではないかと思う。設置については慎重にすべきであり、事務局強化の視点からの補完であれば望ましいのではないかと思う。
- ・ 大前提として、附属機関、調査機関等が市長部局にだけあって、議会にないということ。二元代表制を考えた場合、自治法に位置付けがないこと自体どうなのかと思う。ある程度位置付けをして、執行、予算の部分は今後検討していく形で行ったらどうかと思う。
- ・ 条文の中で位置づけていくことは大事なことと思う。
- ・ そういう調査活動が各会派の活動や議論を妨げてはならない。附属機関ができることにより各会派や議員の政策立案能力、調査活動がより充実されるということは単純には行かないと思う。
- ・ もう少し検討し、メリット、デメリット、費用の問題、議長のもとに置くこと等課題整理をしたい。
- ・ あくまでもできる規定として、置くことの議論よりも置くことができるということで、持ち帰るのであればそうした議論をしていただければと思う。
- ・ 基本条例制定の主旨でもある議会権限の拡充という視点から「できる」規定として残すべきと考える。
- ・ 事務局の強化という方向もあるが、「できる」として残すべきと考える。専門的知見の活

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

用やテーマごとに必要なものもあると考える。運用に当たっては、テーマの設定やどう
いう人に依頼するのか等については議運での協議が前提となると考える。

- 市長側から提案されたものに結論を出すという責任があり、附属機関に対しどういうふう
に諮問していくのか、位置付けもまだ明確ではないということも含めてもう少し時間
をかけて調査し、慎重に結論を出すべきと考える。条例に規定することはいかなもの
かと思う。
- 今も政務調査費で調査委託をして調査機関にお願いしている状況があることから、調
査研究をすることは必要と思っている。しかし、それを全体の議会として諮問していく、
例えば国会のように各党派から専門的な人を出すという形にするのか、議会として選ん
だ人の意見を聞きながら結論を結ぶという形になるのか、諮問機関としての位置付けが
見えていない。必要性は認識しているが、方法として議会全体として実施することが見
えてこない。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

3 必要な環境・体制整備の実施

2 附属機関の設置、専門的知見の活用

2 専門的知見の活用

《プロジェクトでの確認事項》

- 各メンバーからの意見をもとに協議を行ったが、結論に至らなかった。団長会議で再度協議をお願いする。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 3-2-1に記載

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

3 必要な環境・体制整備の実施

3 議会活動のより一層の透明性の確保

1 市民への説明責任・議会情報の一層の公開

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 3-3-1・2・3については、かなり川崎は進んでいるように思う。
- ・ 障害者や子育てでお子さんを持っている方も含めたすべての市民に対する開かれた議会という位置付けを明確にし、それに基づく具体化を進めていただきたい。
- ・ 今までの取組を否定するわけではないが、ホームページやインターネットで議会は一生懸命やっているが、市民に理解されていない部分もあるかと思う。議会側としてももう少し違った目で検証する必要があると思う。
- ・ 文言の中に随時必要に応じて検証し向上させていくというようなことを盛り込めると位置付けが明確になってくると思う。
- ・ 例えば議会としてのタウンミーティング的なものもこれから検討は必要なのかという気がする。具体的に書き込む必要はないかと思うが、説明責任、議会情報の一層の公開について、改めて市民にどう説明して行くのかという観点で、検討していただきたい。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

3 必要な環境・体制整備の実施

3 議会活動のより一層の透明性の確保

2 常任委員会の透明性の確保

① 常任委員会等傍聴の原則自由化

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ 実際自由化しているのでよいと思う。ただ、逆に原則自由化ということであれば委員長
の判断、あるいは議決により非公開とすることができるという認識でいいのか。
- ・ 原則という形にしておいて、自由とすることを前提とするのではなく、委員長なり議長
の判断で退室も命ぜられるようにしておいた方がよいと思う。
- ・ 例えば会議を妨害したり、何か問題があれば議長や委員長が当然退室を求めることが
できる。阻害されたことを問題として原則公開とすることはまずいというのは議論が少し
違う。現実的には公開になっているのであるから現状何か差し支えることではないので
現状を踏襲することでもいいのかと思う。
- ・ 基本的には自由であるので、妨害行為が起きてから退場を願うより、そういう危険性の
あるものについて取捨選択できることとしておいたほうがよいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

3 必要な環境・体制整備の実施

3 議会活動のより一層の透明性の確保

2 常任委員会の透明性の確保

② 常任委員会資料の傍聴者への貸与⇒常任委員会資料の積極的な公開

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ できればすべての資料を配付すべき。また、提出された資料を後の委員会議事録とともに公開する場合、例えばPDF等でホームページに載せるような形で対応すべき。
- ・ 傍聴者が何をどう議論しているのか分からない。少なくとも配付されている資料を配って議論されている内容がわかる、そういう意味では市民の理解とか議会の取組への理解が深まるのではないか、また議会の公開という意味でも配慮は必要ではないかと思う。
- ・ 委員会の資料については、市民に対して提供していくということを検討方向として考えていただきたいと思う。
- ・ 資料の内容にもよると思う。ただ、それを可としてしまうとすべてやらざるを得ないことになってしまう。貸与という言葉がどうなのかも含め、原則はそういうふうにしなないと難しいと思う。
- ・ 基本的には貸与という方向でよいと思う。ただ、基本条例に入れ込むレベルなのかという違和感がある。
- ・ 委員会資料の積極的公開という方向性として条文化の中で検討していただく。具体的なことは今後検討するという方向で是非お願いしたい。
- ・ 請願・陳情に関して請願者の聞く権利を最大限保障することが大切である。請願の審査の時には連絡を取るのも、その時に資料請求についても事前に請願者へ聞く配慮があってもよいと思う。
- ・ 例えばFM波等の電波で難聴の方やお年寄りでも聞き取れる機器を貸与する工夫はできないか。
- ・ 公開性を高めるように努めるというような規定を入れていただければよいと思う。
- ・ 一つの委員会運営を想定してものを考えるのではなく、5つの委員会があるわけだからその費用等をしっかりとシュミレーションしていかないといけない。委員から出された意見をもう一度練り上げたほうがよいと思う。
- ・ 文言として「資料の傍聴者への貸与」という表現を残すのかどうか、いろいろな意見が出されたことから、もう少し透明性や公開性という文言にした方が分かりやすく、またまとめやすいのではないかと考える。総合的な表現に変えた方がよいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

- ・ 「常任委員会資料の積極的な公開」という表現、このような趣旨でよいのではないか。具体的な内容については今後検討することによってよいと思う。

検討まとめ 議会基本条例制定に向けた検討課題（例）

3 必要な環境・体制整備の実施

3 議会活動のより一層の透明性の確保

3 議会広報の充実

《プロジェクトでの確認事項》

- 基本条例に規定し、具体的な規定方法については、条例骨格案や素案を作る段階で協議する。

《プロジェクトでの意見》

- ・ すべての人たちにかかれた議会という中の位置付けとして充実を図るということで、文言の整理をすればよいと思う。